

## 8-6 環境への負荷

### 8-6-1 廃棄物等

#### (1) 建設工事に伴う副産物

##### 1) 予測及び評価

##### ア. 切土工等又は既存の工作物の除去

##### ア) 予測

##### a) 予測項目等

予測項目	予測の手法及び予測地域等
切土工等又は既存の工作物の除去に係る建設工事に伴う副産物の状況	<p>予測手法：建設工事に伴う副産物として、切土工等又は既存の工作物の除去に係る建設発生土及び建設廃棄物の種類ごとの発生量を定量的に把握し、これらの再利用及び処理、処分の方法を整理することで、副産物の状況を予測した。</p> <p>予測地域：対象事業実施区域の内、切土工等又は既存の工作物の除去に係る建設工事に伴う副産物が発生すると認められる地域とした。</p> <p>予測対象時期：切土工等又は既存の工作物の除去に係る建設工事に伴う副産物が発生する工事期間中とした。</p>

##### b) 予測結果

切土工等又は既存の工作物の除去に係る建設工事に伴う副産物の発生量の予測結果を表 8-6-1-1 に示す。

当該副産物の処理、処分は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号、改正 平成 23 年法律第 105 号）等の関係法令、要綱及び指針等に基づき発生を抑制し再使用又は再利用するとともに、その処理に当たっては適正に処理を図る。

表 8-6-1-1 予測結果

主な副産物の種類		発生量
建設発生土 <sup>注1</sup>		240,000m <sup>3</sup>
建設廃棄物	建設汚泥	3,900m <sup>3</sup>
	コンクリート塊	1,400m <sup>3</sup>
	建設発生木材 <sup>注2</sup>	7,000t

注 1. 建設発生土は、トラック運搬量を想定し、掘削土をほぐした後の膨張量を加算した土量である。

注 2. 建設発生木材は、コンクリート工事等の型枠に用いる木材と事業実施区域内の造成等による森林伐採によって発生する木材を合算した量である。

## h) 環境保全措置

本事業では、事業者により実行可能な範囲内で、切土工等又は既存の工作物の除去による建設工事に伴う副産物に係る環境影響を回避又は低減することを目的として、表 8-6-1-2 に示す環境保全措置を実施する。

また、工事施工ヤード周辺に設置される事務所、作業員宿舎に宿泊する工事従事者へ、衛生環境保全や廃棄物減量化について講習・指導を実施し、廃棄物の減量に努める。

**表 8-6-1-2 環境保全措置**

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
建設発生土の再利用	適	建設発生土は本事業内で再利用、他の公共事業等への有効利用に努める等、活用を図ることで、取り扱う副産物の量を低減できるため、環境保全措置として採用する。
副産物の分別・再資源化	適	場内で細かく分別し、再資源化に努めることで、取り扱う副産物の量を低減できるため、環境保全措置として採用する。
発生土を有効利用する事業者への情報提供	適	発生土を他事業において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属等の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壌汚染を回避できる。また、動植物の重要な生息地・生育地や自然度の高い区域等の改変を防止するための措置についても情報提供を行うことで、動植物への影響を回避又は低減できるため、環境保全措置として採用する。

## h) 事後調査

切土工等又は既存の工作物の除去に係る建設工事に伴う副産物の発生量を定量的に把握した後、関係法令等に基づきこれらを適切に処理、処分することを示しており、採用する環境保全措置についても、効果の不確実性はないものと考えられることから、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しない。

## i) 評価

### a) 評価の手法

評価項目	評価手法
切土工等又は既存の工作物の除去に係る建設工事に伴う副産物の状況	・回避又は低減に係る評価 事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減がなされているか、見解を明らかにすることにより評価を行った。

## b) 評価結果

本事業では、切土工等又は既存の工作物の除去に係る建設工事に伴う副産物が発生するものの、「建設発生土の再利用」「副産物の分別・再資源化」及び「発生土を有効利用する事業者への情報提供」の環境保全措置を確実に実施する。なお、再利用及び再資源化できない場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号、改正平成24年法律第53号）等の関係法令を遵守し適正に処理、処分するとともに、基準不適合土壌が発見された場合には、土壌汚染対策法ほか、関係法令等を遵守し適正に処理、処分する（「8-3-4 土壌汚染」参照）。

また、副産物の減量化、再資源化にあたっては、表 8-6-1-3 に示す「長野県建設リサイクル推進指針」を目標として実施する。

したがって、廃棄物に係る環境影響の低減が図られていると評価する。

なお、当社が新たに発生土置き場を計画する場合には、本編第10章に示すとおり調査及び影響検討を実施し、本編第9章に示す環境保全措置を詳細なものにしていくとともに、それらの内容については、関係自治体と調整のうえで、関係自治体及び地域にお住まいの住民の方への公表を行っていく。

**表 8-6-1-3 本事業における減量化、再資源化等の目標**

主な副産物の種類		減量化、再資源化等の目標
建設発生土		100%（再資源化等率）
建設廃棄物	建設汚泥	60%（再資源化等率）
	コンクリート塊	100%（再資源化等率）
	アスファルト・コンクリート塊	100%（再資源化等率）
	建設発生木材	95%（再資源化等率）

※再資源化等率：工事現場から排出された特定建設資材廃棄物の重量に対する再資源化等されたものの重量の百分率。

※工事期間中において、国・長野県等によりリサイクルに関する新たな計画が策定された場合には、本事業における目標値も見直す計画とする。

## イ. トンネルの工事

### 7) 予測

#### a) 予測項目等

予測項目	予測の手法及び予測地域等
トンネルの工事に係る建設工事に伴う副産物の状況	<p>予測手法：建設工事に伴う副産物として、トンネルの工事に係る建設発生土及び建設廃棄物の種類ごとの発生量を定量的に把握し、これらの再利用及び処理、処分の方法を整理することで、副産物の状況を予測した。</p> <p>予測地域：対象事業実施区域の内、トンネルの工事に係る建設工事に伴う副産物が発生すると認められる地域とした。</p> <p>予測対象時期：トンネルの工事に係る建設工事に伴う副産物が発生する工事期間中とした。</p>

#### b) 予測結果

トンネルの工事に係る建設工事に伴う副産物の発生量の予測結果を表 8-6-1-4 に示す。当該副産物の処理、処分は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号、改正 平成 23 年法律第 105 号）等の関係法令、要綱及び指針等に基づき発生を抑制し再使用又は再利用するとともに、その処理に当たっては適正処理を図る。

**表 8-6-1-4 予測結果**

主な副産物の種類		発生量
建設発生土 <sup>注1</sup>		9,500,000m <sup>3</sup>
建設廃棄物	建設汚泥	800,000m <sup>3</sup>
	コンクリート塊	350m <sup>3</sup>
	アスファルト・コンクリート塊	5,900m <sup>3</sup>
	建設発生木材 <sup>注2</sup>	6,300t

注 1. 建設発生土は、トラック運搬量を想定し、掘削土をほぐした後の膨張量を加算した土量である。

注 2. 建設発生木材は、トンネル坑口ヤードの造成等による森林伐採によって発生する木材量である。

#### 1) 環境保全措置

本事業では、事業者により実行可能な範囲内で、トンネルの工事による建設工事に伴う副産物に係る環境影響を回避又は低減することを目的として、表 8-6-1-5 に示す環境保全措置を実施する。

また、工事施工ヤード周辺に設置される事務所、作業員宿舎に宿泊する工事従事者へ、衛生環境保全や廃棄物減量化について講習・指導を実施し、廃棄物の減量に努める。

表 8-6-1-5 環境保全措置

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
建設発生土の再利用	適	建設発生土は本事業内で再利用、他の公共事業等への有効利用に努める等、活用を図ることで、取り扱う副産物の量を低減できるため、環境保全措置として採用する。
建設汚泥の脱水処理	適	真空脱水（ベルトフィルタ）、遠心脱水（スクリーデカンタ）、加圧脱水（フィルタープレス）、並びに加圧絞り脱水（ロールプレス、ベルトプレス）等のプラント内の機械を用いて脱水する機械式脱水処理、天日乾燥、底面脱水、並びにトレンチ工法などの強制乾燥や自重圧密により含水比低下を促す自然式脱水処理等、含水比に応じた脱水処理により減量化を図ることで、取り扱う副産物の量を低減できるため、環境保全措置として採用する。
副産物の分別・再資源化	適	場内で細かく分別し、再資源化に努めることで、取り扱う副産物の量を低減できるため、環境保全措置として採用する。
発生土を有効利用する事業者への情報提供	適	発生土を他事業において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属等の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壌汚染を回避できる。また、動植物の重要な生息地・生育地や自然度の高い区域等の改変を防止するための措置についても情報提供を行うことで、動植物への影響を回避又は低減できるため、環境保全措置として採用する。

ウ) 事後調査

トンネルの工事に係る建設工事に伴う副産物の発生量を定量的に把握した後、関係法令等に基づきこれらを適切に処理、処分することを示しており、採用する環境保全措置についても、効果の不確実性はないものと考えられることから、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しない。

## I) 評価

### a) 評価の手法

評価項目	評価手法
トンネルの工事に係る建設工事に伴う副産物の状況	・回避又は低減に係る評価 事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減がなされているか、見解を明らかにすることにより評価を行った。

### b) 評価結果

本事業では、トンネルの工事に係る建設工事に伴う副産物が発生するものの、「建設発生土の再利用」「建設汚泥の脱水処理」「副産物の分別・再資源化」及び「発生土を有効利用する事業者への情報提供」の環境保全措置を確実に実施する。なお、再利用及び再資源化できない場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号、改正 平成 24 年法律第 53 号）等の関係法令を遵守し適正に処理、処分するとともに、基準不適合土壌が発見された場合には、土壌汚染対策法ほか、関係法令等を遵守し適正に処理、処分する（「8-3-4 土壌汚染」参照）。

また、副産物の減量化、再資源化にあたっては、表 8-6-1-3 に示す「長野県建設リサイクル推進指針」を目標として実施する。

したがって、廃棄物に係る環境影響の低減が図られていると評価する。

なお、当社が新たに発生土置き場を計画する場合には、本編第 10 章に示すとおり調査及び影響検討を実施し、本編第 9 章に示す環境保全措置を詳細なものにしていくとともに、それらの内容については、関係自治体と調整のうえで、関係自治体及び地域にお住まいの住民の方への公表を行っていく。

## (2) 廃棄物等

### 1) 予測及び評価

#### ア. 予測

##### ア) 予測項目等

予測項目	予測の手法及び予測地域等
鉄道施設（駅）の供用に係る廃棄物の状況	予測手法：鉄道施設の供用に伴う廃棄物の種類ごとの発生量を定量的に把握し、これらの再利用及び処理、処分の方法を整理することで、廃棄物の状況を予測した。  予測地域：対象事業実施区域の内、鉄道施設の供用に伴う廃棄物が発生すると認められる地域とした。  予測時期：鉄道施設の供用が定常的な状態となる時期とした。

#### イ) 予測結果

鉄道施設（駅）の供用に伴う廃棄物の発生量の予測結果を表 8-6-1-6 に示す。

また、当該廃棄物の処理、処分は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号、改正 平成 24 年法律第 53 号）等の関係法令、要綱及び指針等に基づき発生を抑制し再使用又は再利用するとともに、その処理に当たっては適正処理を図る。

表 8-6-1-6 予測結果

種類	発生量
一般廃棄物	60t/年
産業廃棄物	30t/年

※発生量の算出にあたっては東海道新幹線の実績を基にした。

#### イ. 環境保全措置

本事業では、事業者により実行可能な範囲内で、鉄道施設（駅）の供用による廃棄物に係る環境影響を回避又は低減することを目的として、表 8-6-1-7 に示す環境保全措置を実施する。

表 8-6-1-7 環境保全措置の検討の状況

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
廃棄物の分別、再資源化	適	分別回収施設の設置及び利用者への周知を行い、分別、再資源化の徹底を図ることで、取り扱う廃棄物の量を低減できるため、環境保全措置として採用する。
廃棄物の処理、処分の円滑化	適	廃棄物保管について、利用者の利便性や収集作業の効率性を考慮した配置とするとともに、仕切りの設置、色彩または形状の工夫等で区別しやすきようにすることにより、廃棄物の処理、処分の円滑化を図ることで、分別、再資源化及び適正処理を徹底することができ、取り扱う廃棄物の量を低減できることから、環境保全措置として採用する。

## ウ. 事後調査

鉄道施設（駅）の供用に伴う廃棄物の発生量について定量的に把握した後、関係法令等に基づきこれらを適切に処理、処分することを示しており、採用する環境保全措置についても、効果の不確実性はないものと考えられることから、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しない。

## エ. 評価

### 7) 評価の手法

評価項目	評価手法
鉄道施設（駅）の供用に係る廃棄物等の状況	・回避又は低減に係る評価 事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減がなされているか、見解を明らかにすることにより評価を行った。

### 4) 評価結果

鉄道施設（駅）の供用に伴う廃棄物が発生するものの、「廃棄物の分別、再資源化」「廃棄物の処理、処分の円滑化」の環境保全措置を確実に実施する。なお、再利用及び再資源化できない場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号、改正平成24年法律第53号）等の関係法令を遵守し適正に処理、処分する。

したがって、廃棄物に係る環境影響の低減が図られていると評価する。